

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年8月10日(水)午後3時00分～午後3時25分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	欠席
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 16番、藤岡秀信

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 公共転用の通知の件

報告第3号 農地一時転用願いの件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

## 7. 会議の概要

議長 ただ今から8月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中16名で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、寺田委員さんと、4番、藤本委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、稲岡委員が

申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(稲岡委員 退席)

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与、売買及び交換による所有権移転による移動でございます。番号1番、申請地、大字池田□□番1(田)1,400㎡、譲受人、大字市場□□□□(□□/□□□)、譲渡人、大字市場、稲岡丈介(□□/□□□)、贈与による所有権の移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、8,500㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、高田西中学校の□側であります。番号2番、申請地、南今里町□□番2(田)248㎡、譲受人、今里町□□□□、譲渡人、今里町□□□、交換による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、4,926.61㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、今里児童公園より□へ約80mのところであります。番号3番、申請地、南今里町□□番3(田)25㎡、譲受人、今里町□□□、譲渡人、今里町□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、農地の耕作の利便性のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,735㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、今里児童公園より□へ約5mのところであります。番号4番、申請地、日之出東本町□□□番1(田)430㎡、譲受人、日之出東本町□□□□□、譲渡人、日之出東本町□□□□□、交換による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は2,280.61㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、土庫病院より□へ約100mのところあります。番号5番、申請地、日之出東本町□□□□番2(田)245㎡、日之出東本町□□□□番3(田)309㎡、譲受人、日之出東本町□□□□□、譲渡人、日之出東本町□□□□□、交換による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3,303.03㎡で下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、土庫病院より□へ約100mのところあります。以上、議第1号につきましては5件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させて頂きます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や、農作業従事者などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載の世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容からしますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。次に議第2号を議題と致しますが、入ります前に稲岡委員の入室、着席をお願い致します。

(稲岡委員入室、着席)

議 長 それでは事務局より説明願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字藤森□□□番地(田)816㎡、譲受人、大字藤森(株)□□□□□□□代表取締役、□□□□、譲渡人、本郷町□□□□、申請地は、売買による所有権移転で露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、青垣園より□へ約200mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字藤森の(株)□□□□□□□の駐車場への転用申請ですが、申請地の現況は田で、休耕されております。周囲の現況は東側及び北側は田、西側及び南側は道路です。周囲に被害のないように勾配をつけて造成し、舗装をせずに、雨水は自然浸透で北側水路に排水する計画になっております。駐車台数は15台で、現在、借りている駐車場を返却して今回購入して使用することです。農地部会では妥当な申請であるとの審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字藤森の申請地の農地区分につきましては、ガス管、水管の埋設された幅員4m以上の市道に面し、500m以内に医療施設、及び公共施設のある第3種農地と判断し、転用には支障がないものと思われまます。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写し添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えまます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手することとありますので確実と考えまます。また、計画面積につきましては、申請者は、社員、来客用の駐車場を近所で借りているが、今回、申請地を購入し、自社の駐車場とするため、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えまます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。続いて議第3号、を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 続きます、議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、双方で解約が円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字有井□□番地(田)538㎡、大字有井□□□番2(田)542㎡、借受人、大字有井□□□□、貸出人、大阪府柏原市□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。  
(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、議第3号につきましては、事務局処理と致します。次に議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地曾大根二丁目□□□番1(田)1,366㎡、買取り申出者、神奈川県鶴見区□□□□、買取り申出事由の生じた者、神奈川県鶴見区□□□□、買取り申出事由は、疾病ためでございます。なお、その他申請書類等は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で調査書により、平成28年7月27日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、農地として耕作出来るように管理されている事の確認、さらに、地元支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことの確認を致しております。なお、申請地につきましては、今年2月に前耕作人と18条の合意解約により本人が耕作することになったものですが、居住地は遠方のため、次の耕作人を探していたところへ体調不良も重なり、今回、買取り申出をされるものであります。以上の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくをお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。  
(なしの声あり)

議長 ご意見、ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議第4号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、申請地、大字奥田□□番1(田)916㎡、大字奥田□□□番1(田)1,488㎡、大字吉井□□□番地(畑)225㎡、相続人、大字奥田□□□□、被相続人□□□□、平成2

8年6月7日、相続による権利の取得の届出で、あっせんの希望はされておりません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては1件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他2番の専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、日之出東本町□□□□番4（田）9.61㎡、日之出東本町□□□□番5（田）15㎡、譲渡人、日之出東本町□□□□□、番号2番、転用届出地、大字西坊城□□□番2（田）35㎡、大字西坊城□□□番4（田）35㎡、譲渡人、檀原市曲川町、□□□□、番号3番、転用届出地、日之出東本町、□□□□番4（田）10㎡、日之出東本町□□□□番5（田）12㎡、譲渡人、日之出東本町、□□□□□、以上、番号1番から3番までいずれも転用目的は、大和高田市の道路に転用する通知でございます。公共転用の通知につきましては3件の通知でございます。

議長 　報告第2号、公共転用の通知の件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。次に、議第4号、その他2番の専決処分の報告について、報告第3号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案書4ページをお願い致します。議第4号、その他2番、専決処分の報告について、報告第3号、農地一時転用願いの件について説明致します。番号1番、一時転用する農地、甘田町□□□番地（畑）2,477㎡、願出人、大和高田市、所有者、内本町□□□□□、使用目的は、公共下水工事に伴う機材置場及び仮設道路とするものでございます。使用期間は、平成28年8月1日から平成29年3月31日までとなっています。なお、添付書類と致しまして農地の所有者の同意書が添付されております。以上、農地の一時転用願いにつきましては、1件の通知でございます。

議長 　報告第3号の案件につきましては、報告事項として委員皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませぬか。ないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで8月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	松田 榮義
署名委員	寺田 勉
署名委員	藤本 佳昭